

保護者の皆様へ

津山市教育委員会教育長 有本 明彦
津山市立小中学校長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。全国的な感染拡大が収束していないと考えられ、本市においても感染者が確認され、未だ感染経路が不明である等、深刻な状況が続いております。こうした現状を踏まえ、児童生徒の命と健康を守ることを第一に考え、臨時休業期間を延長いたします。

つきましては次の内容を御確認いただき、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業期間 令和2年5月9日(土)から令和2年5月31日(日)まで

ただし、周辺の感染状況等を見極め、期間を短縮することも考えられます。

今後、週に1回程度の登校日もしくは、家庭訪問や電話連絡等による学習状況の確認等を行う予定です。

2 臨時休業期間の情報について

今後の情勢による休業期間の延長、短縮等の情報については、学校から連絡いたします。また、市のホームページにおいても、随時情報を更新する予定です。

3 臨時休業中の家庭での生活について

(1) 外出の自粛

・臨時休業期間は、児童生徒の健康・安全と感染防止の観点から、不要不急の外出を控えるよう家庭でも御指導ください。

(2) 感染の防止

・手洗いの徹底やマスクの着用等、感染予防に努めてください。

(3) 規則正しい生活

・ゲームやパソコン、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れにご留意ください。適度な運動を行うなど、家庭でも生活リズムを整えられるように努めてください。

・学校から提示された課題を計画的に取り組み、これから学習する内容を自主学習で予習する等、工夫して学習できるよう家庭でも御指導ください。

(4) 心身の健康管理

・感染への不安、家庭で長時間過ごすことへのストレス等を感じることに對して、ご家庭でコミュニケーションを図り、気持ちの理解に努めてください。

・心配なことがある時は、津山市教育電話相談（32-2124）の利用や、学校への連絡をお願いいたします。

4 正しい情報に基づく行動について

本市で最初に感染が確認された際には、感染者の方に関する根拠のない誤った情報が流れる事態となりました。不正確な情報による不安が広がれば、偏見や差別を引き起こしかねません。正確な情報に基づき、冷静な行動を取っていただくようお願いいたします。